

## 福山市猪大規模防護柵設置事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、農作物に被害を与える猪を防ぐための防護柵を設置する事業（以下「事業」という。）を集団で行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより被害を最小限に抑えることを目的とする。

### (事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約がある地区鳥獣被害対策協議会等とする。

### (事業実施区域)

第3条 事業実施区域は、福山市全域とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、受益者が原則5戸以上で田畑5筆以上を有し、猪との生息域を分断するための電気柵・トタン柵・ワイヤーメッシュ柵を新たに設置する場合とする。

### (補助対象事業の実施基準)

#### 第5条

種 目	事業規模	備 考
電気柵	延長 200m以上	法令等に違反しない電気柵器で、電導線は2段以上に設置する
トタン柵	延長 200m以上	亜鉛波板鉄板（波板トタン）等の設置
ワイヤーメッシュ柵	延長 200m以上	ワイヤーメッシュ柵の設置

2 工事費(設置経費)は補助対象事業費に含まないものとする。

### (事業の実施手続)

第6条 この事業を実施しようとするものは、福山市補助金等交付規則（以下「規則」という。）により、補助金交付申請書及び実施計画書を市長に提出するものとする。

### (助成)

第7条 市長は、事業内容の審査を行い適当と認めたときは、補助対象事業に要する経費を次のとおり助成する。（補助金額の千円未満は切り捨て）

種 目	補助率	限度額
電気柵	資材費の 2/3以内	50,000円
トタン柵	資材費の 2/3以内	100,000円 ただし、集落法人や農区等が実施する広範囲に及ぶ事業については、500,000円を限度とする。
ワイヤーメッシュ柵	資材費の 2/3以内	

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、規則第11条の規定により、事業報告書に収支決算書その他の必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(補助対象事業及び実施基準の特例)

第9条 事業実施予定地域の耕作状況等により市長が必要と認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、受益者5戸未満若しくは田畑5筆未満の場合、又は事業規模が延長200m未満の場合においても補助対象とすることができる。

附 則

この要領は2006年4月24日から施行する。

この要領は2007年3月15日から施行する。

この要領は2010年8月19日から施行する。

この要領は2011年4月1日から施行する。